

手話言語条例・コミュニケーション条例（素案）について

中標津町想いをつなぐ 手話言語条例

「手話が言語である」との認識に基づき、手話や手話を必要とする人に対する理解と手話の普及などの施策を総合的かつ計画的に推進



中標津町障がいの特性に 応じたコミュニケーション手段の 利用の促進に関する条例

障がいの特性に応じたコミュニケーション手段（手話・要約筆記・点字・音訳など）に対する理解と利用を促進するための施策を推進

関連する2つの条例を同時に制定することを目指します

●手話言語条例では…

手話は日本語とは異なる
独自の文法体系を持つ言語

手話の
位置づけ

●コミュニケーション条例では…

手話は障がい特性に応じた
コミュニケーション手段

親しみやすい条例にするため、全文「ですます調」で

条例案の起草にあたっては、子どもたちにも親しみやすい条例となるよう、中標津町自治基本条例の例にならい、前文・本則ともに「ですます調」を基調としています。

手話への理解は、障がいの問題ではなく、言語の問題

手話言語条例は、きこえない人のためだけでなく、手話を使う人のためだけでなく、「手話が言語である」ことを広めるためのものです。したがって、全ての町民を対象とする条例であり、誰もが心を通わせることができる共生社会を実現することを目的とした理念中心型の条例です。